



税関からの説明事項

令和5年2月

門司税関 監視部 保税地域監督官



- 1 保税業務等の手続きに係るお願い**
- 2 経済活性化のための保税地域の活用**
- 3 質問、要望等**



1 保稅業務等の手続きに係るお願い

👉 保稅業務に係る資料の活用

日本關稅協會門司支部のホームページに以下の資料を掲載中。

- 過去の保稅研修資料。
- 稅關作成の保稅ニュース。(保稅業務に関する参考事項等を記載。)
- 稅關からのお知らせ及び情報提供依頼。

👉 保稅地域の許可内容變更に係る手続き

以下の場合は、稅關への關係書類の提出が必要。

- 代表者、役員、総合責任者、主要従業員(貨物管理責任者、顧客管理責任者、委託關係責任者)が變更となる場合。
※被許可者の代表が變更 … 誓約書や委任状を稅關へ提出。
- 内部監査の実施やCP(社内管理規定)の改正等があった場合。
- 名称變更、所在地變更の場合。

吸収合併等がある場合は、
早めに御連絡ください。





1 保稅業務手続きに係るお願い

👉 汎用申請の利用促進

NACCSの汎用申請により税関への書類提出が可能。

- 窓口に来訪いただく際の移動時間の省略。

👉 書面提出における柔軟な対応の終了

税関では、令和2年5月から新型コロナウイルス感染症対策として、提出書類の手続きについて、メール送信後の郵送提出等の柔軟な対応を行っていましたが、今後は当該取扱いを終了し、従来どおりの手続きにて申請等を行っていただくこととなります。

- 窓口にて提出。
- 汎用申請を利用して提出。

引き続き、税関業務への御理解、御協力をよろしく
お願いいたします。



2 経済活性化に向けた保税地域の活用

関税局・税関



「保税制度」を活用してみませんか？

保税制度とは

保税制度は、輸入許可を受ける前の貨物（外国貨物）について、「保税地域」とよばれる税関の許可を受けた倉庫や工場、博物館等で、**保管、加工、展示等**を可能とする制度です。

保税地域の許可を受け、保税制度を活用することで、**関税等の税金を留保したまま、これらの行為ができる**ようになるため、商取引上大きなメリットが得られます！



保税地域の種類と機能

保税蔵置場	保税工場	保税展示場
外国貨物の積卸・保管等が可能 (例：倉庫、上屋)	外国貨物の加工・製造等が可能 (例：造船所、製油所)	外国貨物の展示・使用等が可能 (例：博覧会、博物館)

※ 上記の他、外国貨物の一時蔵置等が可能な「指定保税地域」や、保税蔵置場・保税工場・保税展示場の総合的機能を有する「総合保税地域」がある。

保税制度の様々な活用方法

例1 国際的なオークション・アートフェア等の開催



保税展示場でのアートフェア
(東京国際フォーラム)

- 海外からの美術品について、再度海外に輸送する場合は関税等の納付が不要であるメリットを活かし、オークション・アートフェア等を開催。
- 美術品以外にも、様々な物品・イベントでの活用が可能！

例2 インバウンド等に対応した保税売店（免税店）の設置



空港型免税店
(那覇空港)

- 空港の出国エリアや外航クルーズターミナル等において、出国者向けに物品を販売する保税売店（免税店）を設置。
- 市中における店舗の設置や、入国者向けの店舗の設置も可能！

例3 内陸部における物流拠点（インランド・デポ）の設置



内陸部の保税蔵置場
(長野県内)

- 製造拠点近傍での外国貨物の取扱いや手続の実施によるリードタイムの短縮を図るため、内陸部における物流拠点（インランド・デポ）を設置。
- 内陸部で製造・生産された貨物の輸出をはじめ、様々な事業者のニーズに対応！

他にもこんな活用方法が考えられます！

- ✓ 保税展示場でのファッションショーの開催
- ✓ 保税蔵置場での海外のプレミア品の鑑定
- ✓ 保税工場で海外からの中古製品を修理し、海外向けに販売
- ✓ 自治体等によるポートセールスへの活用

・保税制度の詳細や保税地域の許可の概要については、税関ホームページをご覧ください。
<https://www.customs.go.jp/hozei/index.htm>

・詳しくは、お近くの税関までお問い合わせ下さい。

門司税関監視部保税地域監督官（総括・許可）

電話：050-3530-8387 メール：moji-hozei@customs.go.jp



保税地域の活用に係る御意見や御要望等をぜひ、お寄せください！



3 質問、要望等

👉 研修ニーズ

日本関税協会門司支部の協力を得てオンライン形式と集合形式の組み合わせで実施。

- 集合形式 … MOU連絡会で実施する研修会。
- オンライン形式 … 上記以外。

**このページの内容は、オンデマンド配信
では割愛しています。**

御質問や御要望がありましたら、
いつでも御連絡ください。

本日はありがとうございました。

👉 その他税関への質問、要望等

本日の説明事項に係る質問。

- MOU連絡会、保税研修に係る質問。
- 税関説明事項に係る質問。

その他、保税業務に係る質問、要望等。

